

議案第 3 号 北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「第1項」を「前2項」に、「、当該」を「当該」に、「、知事」を「知事」に、「同項」を「第1項」に、「」とする」を「」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた前項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他知事が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして知事が定める職員が知事の定めるところにより任命権者にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項の規定により算定される支給期間（この項において読み替えられた第1項の規定により算定される支給期間を含む。）の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項に規定する支給期間（この項において読み替えられた第1項に規定する支給期間を含む。）に算入しない」に改め、同条第10項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附則第41項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第10項第5号の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道職員等の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）附則第41項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 新条例第10条第3項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の知事が定める職員に該当するに至った者について適用する。

説 明

雇用保険法の改正により離職者が事業を開始した場合等における失業等給付の受給期間の特例が創設されたこと等に伴い、職員の退職手当について必要な措置を講ずることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 4 号 北海道税条例の一部を改正する条例案

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第27条の2中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改める。

第28条の5の見出し及び第28条の6の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第44条の4第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成16年法律第123号）第18条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第25条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、この限りでない。

第44条の4第3項中「とき」を「と認めるとき」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項ただし書の場合においても、知事は、不動産取得税の賦課徴収に関し必要があると認めるときは、不動産を取得した者に対し同項に規定する申告書を提出させることができる。

第44条の6中「第73条の18第3項の規定によって」を「第73条の18第4項の規定により」に、「おいて当該」を「おける当該」に改め、「並びに」を削る。

第44条の8第2項中「第44条の4の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを」を「当該土地に係る不動産取得税の納期限までに」に改める。

第44条の10の2第6項中「第44条の4の規定により当該住宅の取得の事実を申告する際、併せて」を「当該住宅に係る不動産取得税の納期限までに」に改める。

第44条の10の3第1項中「によって」を「により」に改め、同条第6項中「第44条の4の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せて」を「当該不動産に係る不動産取得税の納期限までに」に改める。

第44条の10の4第6項、第44条の10の5第6項、第44条の10の6第6項及び第44条の10の7第6項中「第44条の4の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せて」を「当該不動産に係る不動産取得税の納期限までに」に改める。

第44条の11第2項中「第44条の4の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せて当該申請書を」を「知事に」に改める。

第44条の12第2項中「第44条の4の規定によって提出すべき申告書と同時に」を削る。

附則第5条の4の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改め、同項第1号中「第17項」を「第19項」に改める。

附則第7条の4第2項中「当該土地の取得」とあるのは「当該施設の取得」を「土地に」とあるのは「施設に」に改め、同条第5項中「当該土地の取得」とあるのは「当該改修工事対象住宅の取得」を「土地に」とあるのは「改修工事対象住宅に」に改め、同条第7項中「当該土地の取得」とあるのは「当該改修工事対象住宅用地の取得」を「土地に」とあるのは「改修工事対象住宅用地に」に改める。

附則第9条の4の3第2項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の道民税」を「前年分の所得税」に、「につき前項」を「につき同条第1項」に、「受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する特定配当等申告書を提出した」を「受けた」に改め、「(次に掲げる場合を除く。)」及び「ものとし、道民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第25条及び第26条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削り、同項各号を削る。

附則第10条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第12条の5第1項の表附則第5条の4の2第1項第1号の項中「第17項」を「第19項」に改め、同条第2項中「第9項までの規定の」を「第4項まで若しくは第6項から第10項までの規定の」に改め、同項の表附則第5条の4の2第1

項第1号の項中「第9項」を「第4項まで若しくは第6項から第10項」に改める。

附則第12条の8第1項を削り、同条第2項中「附則第5条の4の2第1項及び第3項並びに」を「附則第5条の4の2第3項及び」に、「附則第5条の4の2第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項及び同条第3項並びに附則第12条の5第3項」を「これらの規定」に、「令和3年」とあるのは」を「令和3年」とあるのは、」に改め、同項を同条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第44条の4、第44条の6、第44条の8第2項、第44条の10の2第6項、第44条の10の3第1項及び第6項、第44条の10の4第6項、第44条の10の5第6項、第44条の10の6第6項、第44条の10の7第6項、第44条の11第2項並びに第44条の12第2項の改正規定並びに附則第7条の4第2項、第5項及び第7項の改正規定並びに附則第7項の規定 令和5年4月1日

(2) 第27条の2の改正規定及び附則第9条の4の3第2項の改正規定並びに附則第6項の規定 令和6年1月1日

(経過措置)

2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）附則第5条の4の2の規定は、道民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号。以下この項及び次項において「所得税法等改正法」という。）第11条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。附則第5項において「新租税特別措置法」という。）第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。附則第5項において同じ。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、道民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第11条の規定による改正前の租税特別措置法（附則第4項及び第5項において「旧租税特別措置法」という。）第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増

改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。附則第4項及び第5項において同じ。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新条例附則第12条の5第2項及び第3項の規定は、道民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等改正法第18条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。附則第5項において「新震災特例法」という。）第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。附則第5項において同じ。）又は認定住宅等を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、道民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第18条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項及び附則第5項において「旧震災特例法」という。）第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項及び附則第5項において同じ。）又は認定住宅を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 道民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合におけるこの条例による改正前の北海道税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第12条の8第1項の規定により読み替えて適用される旧条例附則第5条の4の2第1項の規定による控除については、なお従前の例による。

5 新条例附則第12条の8の規定は、道民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に新租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例法第13条の2第1項に規定する居

住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、道民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 新条例第27条の2の規定及び附則第9条の4の3第2項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、令和5年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

7 新条例第44条の4、第44条の6、第44条の8第2項、第44条の10の2第6項、第44条の10の3第1項及び第6項、第44条の10の4第6項、第44条の10の5第6項、第44条の10の6第6項、第44条の10の7第6項、第44条の11第2項並びに第44条の12第2項の規定並びに附則第7条の4第2項、第5項及び第7項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

説 明

地方税法の改正に伴い、個人の道民税及び不動産取得税について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 5 号 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

第27条中「2年を」を「3年を」に、「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

第28条中「2年」を「3年」に改める。

第29条中「2年」を「3年」に、「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

第30条及び第31条中「2年を」を「3年を」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第7章の規定は、令和4年4月1日以後に新条例第27条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る課税免除又は不均一課税について適用し、同日前にこの条例による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第27条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税及び道固定資産税の課税免除又は不均一課税については、なお従前の例による。

説 明

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の改正に鑑み、地方活力向上地域における事業税、不動産取得税及び道固定資産税の課税免除等の対象となる期間を延長することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 6 号 北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第5条の4第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号中「37万5,500円と5円2銭」を「38万6,500円と5円18銭」に改める。

第8条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「57万3,030円」を「58万6,905円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

説 明

公職選挙法施行令の改正に鑑み、北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担の限度額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 7 号 北海道民生委員定数条例の一部を改正する条例案

北海道民生委員定数条例の一部を改正する条例

北海道民生委員定数条例（平成26年北海道条例第105号）の一部を次のように改正する。

第2条の表小樽市の項中「345人」を「344人」に改め、同表帯広市の項中「329人」を「327人」に改め、同表夕張市の項中「51人」を「50人」に改め、同表苫小牧市の項中「359人」を「360人」に改め、同表稚内市の項中「123人」を「120人」に改め、同表美唄市の項中「87人」を「86人」に改め、同表江別市の項中「248人」を「249人」に改め、同表名寄市の項中「98人」を「100人」に改め、同表登別市の項中「132人」を「131人」に改め、同表北広島市の項中「125人」を「124人」に改め、同表石狩市の項中「131人」を「132人」に改め、同表当別町の項中「52人」を「50人」に改め、同表今金町の項中「23人」を「21人」に改め、同表黒松内町の項中「18人」を「11人」に改め、同表仁木町の項中「15人」を「14人」に改め、同表比布町の項中「14人」を「13人」に改め、同表湧別町の項中「42人」を「41人」に改め、同表興部町の項中「19人」を「18人」に改め、同表むかわ町の項中「40人」を「38人」に改め、同表平取町の項中「25人」を「26人」に改め、同表様似町の項中「20人」を「19人」に改め、同表音更町の項中「99人」を「102人」に改め、同表広尾町の項中「22人」を「20人」に改め、同表本別町の項中「35人」を「33人」に改め、同表厚岸町の項中「35人」を「34人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

説 明

市町村における世帯数の増減等の地域の実情に鑑み、民生委員の定数を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 8 号 北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の一部を改正する条例案

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の一部を改正する条例

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（平成17年北海道条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第一種使用等」の次に「(法第4条第1項の承認を受けた同項に規定する第一種使用規程に従って実施する食用若しくは飼料用に供するための栽培又は規則で定める隔離ほ場における栽培に限る。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

遺伝子組換え作物の開放系での栽培等の規制の対象を食用若しくは飼料用に供するための栽培又は隔離ほ場における栽培に限ることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 9 号 北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の90の項のア中「1戸につき、」を削り、同項のア(ア)中「及び92の項」を「から92の項まで」に改め、同項のイ中「1戸につき、」を削り、同表の91の項を次のように改める。

<p>91 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</p> <p>ア 住宅の戸数が1戸のもの 85,000円（長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、26,000円）</p> <p>イ 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 193,000円 （長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、44,000円）</p>	<p>認定申請のとき</p>
--	----------------------------	---	----------------

ウ 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 307,000円
(長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、69,000円)

エ 住宅の戸数が11戸以上30戸以内のもの 602,000円
(長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、113,000円)

オ 住宅の戸数が31戸以上50戸以内のもの 1,070,000円
(長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、178,000円)

カ 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの 1,840,000円
(長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、269,000円)

キ 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの 3,410,000円
(長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、455,000円)

ク 住宅の戸数が201戸以上300戸以内のもの 4,870,000円
(長期使用構造等確認を受けた場合に

		<p>あつては、575,000円)</p> <p>ケ 住宅の戸数が301戸以上のもの 5,960,000円</p> <p>(長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、652,000円)</p>	
--	--	--	--

別表第1の92の項のA中「1戸につき」を削り、同項のイ中「1戸につき、」を削り、同項のイ(ア)中「この項」の次に「及び次項」を加え、同項のウ中「1戸につき、」を削り、同項の次に次のように加える。

<p>92の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料</p>	<p>ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第3条各号に掲げる事項の変更のみの場合 1,000円</p> <p>イ その他の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額(この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p>	<p>変更認定申請のとき</p>
--	------------------------------	--	------------------

- (ア) 住宅の戸数が1戸のもの
49,000円（長期使用構造等確認を受けた場合等
にあっては、20,000円）
- (イ) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの
109,000円（長期使用構造等確認を受けた場合等
にあっては、34,000円）
- (ウ) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの
174,000円（長期使用構造等確認を受けた場合等
にあっては、55,000円）
- (エ) 住宅の戸数が11戸以上30戸以内のもの
330,000円（長期使用構造等確認を受けた場合等
にあっては、85,000円）
- (オ) 住宅の戸数が31戸以上50戸以内のもの
590,000円（長期使用構造等確認を受けた場合等
にあっては、142,000円）
- (カ) 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの
1,010,000円（長期使用

		<p>構造等確認を受けた場合等にあっては、224,000円)</p> <p>(キ) 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの 1,850,000円（長期使用構造等確認を受けた場合等にあっては、374,000円)</p> <p>(ク) 住宅の戸数が201戸以上300戸以内のもの 2,610,000円（長期使用構造等確認を受けた場合等にあっては、467,000円)</p> <p>(ケ) 住宅の戸数が301戸以上のもの 3,170,000円 （長期使用構造等確認を受けた場合等にあっては、518,000円)</p>
--	--	---

別表第1の94の項中「の認定」を「又は長期優良住宅維持保全計画の認定」に、「長期優良住宅建築等計画認定地位承継承認申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定地位承継承認申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

説 明

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に鑑み、長期優良住宅維持保

全計画の認定等の事務に係る手数料について定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

